

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月7日

【四半期会計期間】 第9期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）

【会社名】 住石ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sumiseki Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長崎 駒樹

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋六丁目16番12号

【電話番号】 03(5733)9901

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 高木 賀光

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋六丁目16番12号

【電話番号】 03(5733)9901

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 高木 賀光

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第2四半期 連結累計期間	第9期 第2四半期 連結累計期間	第8期
会計期間	自平成27年4月1日 至平成27年9月30日	自平成28年4月1日 至平成28年9月30日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高 (百万円)	9,167	5,190	17,983
経常利益 (百万円)	528	351	754
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	808	283	1,029
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	684	208	937
純資産額 (百万円)	10,301	10,544	10,558
総資産額 (百万円)	16,636	15,729	16,528
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	13.87	4.96	17.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	12.08	4.30	15.41
自己資本比率 (%)	61.7	66.7	63.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	720	1,761	621
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15	649	327
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	447	625	1,108
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	3,264	3,915	2,184

回次	第8期 第2四半期 連結会計期間	第9期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成27年7月1日 至平成27年9月30日	自平成28年7月1日 至平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	9.19	0.60

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありませんが、当社は、平成28年4月1日付けで当社グループの組織再編を行っております。

1. 本組織再編の目的

当社グループは、持株会社体制へ移行後事業再編を進めてまいりましたが、今後も安定的な成長を続けていくためには、複数の異なる事業分野において、それぞれの市場環境に応じて機動的な事業展開を進めていく必要があると考えております。

そのため、グループ全体の経営と個別事業を分離して、それぞれの権限と責任を明確化することで、迅速な意思決定と経営の効率化を図り、当社グループ全体の企業価値の向上を図るため実施するものです。

2. 本組織再編の概要

(1) 住石マテリアルズ株式会社の組織再編

当社連結子会社である住石マテリアルズ株式会社（以下、「住石マテリアルズ」という）について、平成28年4月1日付けで新素材事業及び採石事業（山陽事業所）を、新設分割により設立するダイヤモンド株式会社及び住石山陽採石株式会社にそれぞれ承継いたしました。

なお、住石マテリアルズは、平成28年5月2日付けで割当を受けた新設会社の株式及び同社子会社である泉山興業株式会社の株式を、すべて当社に現物配当により譲渡いたしました。

(2) 会社分割の日程

平成28年3月14日分割計画書（簡易分割）承認取締役会

（住石マテリアルズ）

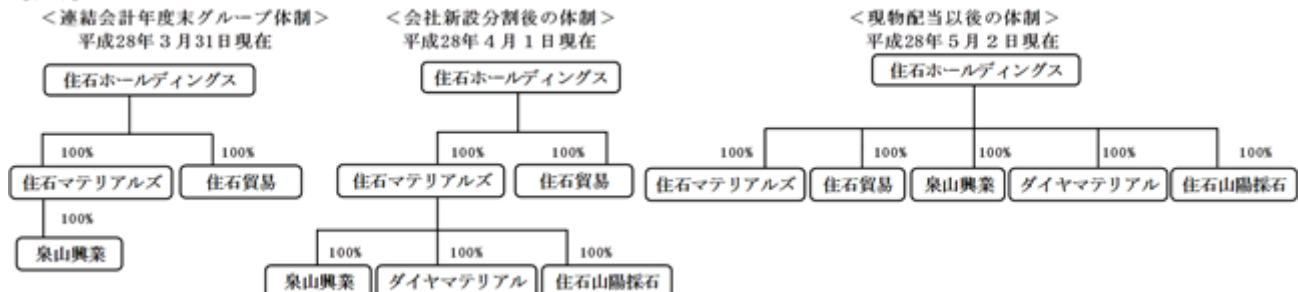
平成28年4月1日分割期日（効力発生日）

平成28年5月2日株式譲渡日

(3) 本組織再編後の体制

商号	住石貿易株式会社	住石マテリアルズ株式会社	ダイヤモンド株式会社	泉山興業株式会社	住石山陽採石株式会社
所在地	東京都港区	東京都港区	北海道赤平市	青森県上北郡六ヶ所村	兵庫県神崎郡神河町
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長崎 駒樹	代表取締役社長 長崎 駒樹	代表取締役社長 能登谷 正之	代表取締役社長 中園 豊	代表取締役社長 中田 登
事業内容	石炭の輸入販売	資産等の管理	工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売	砕石の採取、加工及び販売	砕石の採取、加工及び販売
資本金	100百万円	100百万円	90百万円	90百万円	90百万円
決算期	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
大株主及び持株比率	当社100%	当社100%	当社100%	当社100%	当社100%

【参考】



第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、当社の持分法適用関連会社である泉汽船株式会社（以下、泉汽船）の株式のうち子会社住石マテリアルズ株式会社が保有している全株式について、ブルーオーシャン株式会社へ譲渡する契約を締結しました。

譲渡の概要は次のとおりであります。

（1）株式譲渡の理由

当社連結子会社住石マテリアルズ株式会社は、今後の事業展開、事業とのシナジーなどを総合的に勘案し、同社が保有する泉汽船の株式全てをブルーオーシャン株式会社に譲渡いたしました。

（2）異動した持分法適用関連会社の概要

名称	泉汽船株式会社
所在地	東京都中央区築地三丁目9番9号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉越 靖彦
事業内容	内航海運業、貨物利用運送事業
資本金	3億円

（3）株式譲渡における譲渡先の概要

名称	ブルーオーシャン株式会社
所在地	青森県青森市沖館二丁目12番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐藤 光彦
事業内容	国内物流統括事業

（4）株式譲渡の概要

譲渡前の所有株式数	1,813千株（所有割合：30.22%）
譲渡株式数	1,813千株
譲渡後の所有株式数	0株

（5）株式譲渡の日程

取締役会決議	平成28年7月15日
本件株式譲渡契約締結日	平成28年7月15日
本件株式譲渡日	平成28年7月27日

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、企業収益・設備投資の改善に足踏みがみられるなど一部に弱さがみられる状況となっています。

一方、国内ではマイナス金利政策継続による今後の金融緩和効果は不透明であり、海外でも中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、わが国がその影響を受けるリスクがあります。

このような事業環境のもと、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）は、石炭輸入販売取引の競争激化に伴う販売数量の減少等により減収となったことに加えて、豪州の炭鉱会社からの受取配当金及び訴訟費用戻入額等の影響が前連結会計年度対比287百万円減少したこと等により、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高5,190百万円（前年同期比43.4%減）、経常利益351百万円（前年同期比33.4%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益283百万円（前年同期比64.9%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

石炭事業部門

販売数量の減少、配船時期のずれ等により、売上高は4,724百万円（前年同期比45.7%減）、セグメント利益は228百万円（前年同期比18.2%減）となりました。

新素材事業部門

IoT関連、自動車部材関連の研磨材販売が好調であったため、売上高は182百万円（前年同期比11.0%増）、セグメント利益は44百万円（前年同期比87.8%増）となりました。

採石事業部門

工事量は回復傾向にあるものの、公共工事の下期へのずれが発生し販売数量がふるわなかったため、売上高は283百万円（前年同期比4.9%減）、セグメント利益は17百万円（前年同期比31.4%減）となりました。

（注）金額には、消費税等は含まれておりません。

（資産）

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、現金及び預金並びに前渡金が増加したものの、商品及び製品並びに投資有価証券が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べて798百万円減少し、15,729百万円となりました。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末の負債合計は、未払法人税等並びにその他の固定負債が増加したものの、短期借入金並びに支払手形及び買掛金が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べて785百万円減少し、5,184百万円となりました。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、利益剰余金並びに新株予約権が増加したものの、自己株式取得並びにその他有価証券評価差額金が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べて13百万円減少し、10,544百万円となり、自己資本比率は66.7%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前年同四半期連結会計期間末に比べ651百万円増加し、3,915百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が353百万円となったほか、仕入債務は減少したものの売上債権の増加等により、1,761百万円の収入（前年同期比1,040百万円の増加）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、関係会社株式の売却収入の増加等により、649百万円の収入（前年同期比633百万円の増加）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の減少等により、625百万円の支出（前年同期比177百万円の減少）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更又は新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、新素材事業部門において支出した1百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	136,032,000
第二種優先株式	7,140,000
計	143,172,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年11月7日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	58,892,853	58,892,853	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株 (注)1
第二種優先株式	7,140,000	7,140,000		単元株式数 500株 (注)2
計	66,032,853	66,032,853		

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1 優先株式配当金

(1) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき年14円を上限として、次に定める額の剰余金の配当(以下「第二種優先株式配当金」という。)を支払う。第二種優先株式配当金の額は、優先株式の発行価額350円に、それぞれの事業年度ごとに第二種配当率(以下に定義される。)を乗じて算出した額とする。第二種優先株式配当金は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。計算の結果、各事業年度にかかる第二種優先株式配当金が1株につき14円を超える場合は、当該事業年度の第二種優先株式配当金は14円とする。

・「第二種配当率」は、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第二種配当率} = \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物})(以下に定義される。)+0.5\%$$

第二種配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、各事業年度の初日(銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値とする。午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)が上記いずれかの日において公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))又はこれに準ずるものと認められるものを、前記の平均値の算出において用いるものとする。

(2) ある事業年度において第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては第二種優先株式配当金を超えて配当はしない。

2 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、1株につき350円を支払う。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては、上記に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

3 株式の分割又は併合、新株引受権等の付与

法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者には、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

4 株式の買受け

普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。

5 株式の消却

取締役会の決議をもって、その有する普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。

6 議決権

第二種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

7 取得請求権

第二種優先株主は、下記に定める取得を請求し得べき期間中、下記に定める条件で普通株式の取得を請求することができる。(以下、第二種優先株式にかえて普通株式を交付することを「転換」という。)

(1) 転換の条件

当初転換価額 普通株式 1株当たり300円

転換価額の調整

(A) 第二種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行・処分} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当たり時価} \\ \text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数} \end{array}}$$

(a) 下記 (C)で規定する転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券、又は転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、調整後の転換価額は、その発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。

(B) 前記 (A)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

(C) 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記 (A) (b)但し書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(D) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

(E) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(F) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる時は、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により発行すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\text{優先株主が転換請求のため} \\ \text{に提出した第二種優先} \\ \text{株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求権の行使があった場合の取扱い

第二種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得請求権の行使がなされた時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 取得請求期間

第二種優先株式発行の日から平成44年8月9日までとする。

8 取得条項

(1) 第二種優先株式の取得を請求し得べき期間の末日（以下「第二種優先株式転換基準日」という。）が経過した場合には、会社法第170条の規定による取得の効力発生日において、第二種優先株式の全てを取得し、これと引換に以下に定める転換の条件に従って算出される数の普通株式を交付する。

(2) 第二種優先株式の取得により発行する普通株式数は、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を第二種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数とする。但し、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が下限転換価額（260円）を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を当該下限転換価額で除して得られる数とし、当該平均値が上限転換価額（600円）を上回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を当該上限価額で除して得られる数とする。

(3) 転換の条件に従って普通株式の数を算出するに当たっては、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入したうえで、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

（取得権行使があった場合の取扱い）

第二種優先株式の取得により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得された時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

3. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4. 普通株式と第二種優先株式は単元株式数が異なっております。平成20年10月1日の株式移転に際して、普通株式については売買単位の集約を目的とした東京証券取引所の施策に沿って住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の普通株式1株に対して当社の普通株式0.2株を割当て、併せて単元株式数を500株から100株としたためであります。

5. 第二種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としている関係から、法令に定める場合を除き当社株主総会において議決権を有しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション))

決議年月日	平成28年6月29日	
新株予約権の数	3,097個 (注) 1	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	309,700株	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間	平成28年8月1日～平成58年7月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	58円
	資本組入額	29円
新株予約権の行使の条件	(注) 2	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	
代用払込に関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	

(注) 1 . 各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (以下「付与株式数」という) は100株とする。

なお、当社が新株予約権を割り当てる日 (以下、「割当日」という。) 以降、当社普通株式につき、株式の分割 (当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。) 又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2 . 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社の株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。但し、(注) 3 に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (6) その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

3 . 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。) をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権 (以下、「残存新株予約権」という。) を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。) の新株

予約権をそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件などを勘案の上、前記(注)1に準じ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

前記(注)2に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の から の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案(但し、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。)

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案(但し、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。)

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

また、当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日	-	66,032,853	-	2,501	-	301

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

(A) 普通株式

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目1番3号	1,623	2.76
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,512	2.57
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,323	2.25
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,291	2.19
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5-15	855	1.45
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1	835	1.42
株式会社セディナ	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23-20	823	1.40
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	807	1.37
鈴木 信夫	千葉県船橋市	711	1.21
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	702	1.19
計		10,487	17.81

- (注) 1. 上記のほか、当社は、自己株式2,057千株を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 平成28年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社より当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、平成28年6月30日現在で当社及びブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。が合計2,842千株を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。
3. 平成28年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社より当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、平成28年3月15日現在で当社及び日興アセットマネジメント株式会社が合計2,880千株を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

(B) 第二種優先株式

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	7,140	100.00
計		7,140	100.00

(注) 第二種優先株式は法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しておりません。

所有議決権数別

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	16,230	2.86
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	15,125	2.66
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	13,237	2.33
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	12,917	2.27
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5-15	8,559	1.51
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1	8,359	1.47
株式会社セディナ	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23-20	8,231	1.45
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,077	1.42
鈴木 信夫	千葉県船橋市	7,115	1.25
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,027	1.24
計		104,877	18.46

(注) 当社は、自己株式等「(7)議決権の状況 自己株式等」がありますが、当該株式は議決権を有しないため、上記の議決権数より除いております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 7,140,000	-	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,057,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,809,400	568,094	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 25,653	-	-
発行済株式総数	普通株式 58,892,853 第二種優先株式 7,140,000	-	-
総株主の議決権	-	568,094	-

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 住石ホールディングス 株式会社	東京都港区新橋 六丁目16番12号	2,057,800	-	2,057,800	3.49
計	-	2,057,800	-	2,057,800	3.49

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,184	3,915
受取手形及び売掛金	1,735	1,023
商品及び製品	1,608	707
仕掛品	110	100
原材料及び貯蔵品	13	17
前渡金	1	34
繰延税金資産	56	56
その他	200	78
流動資産合計	5,908	5,933
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	516	497
機械装置及び運搬具(純額)	4	6
土地	5,765	5,765
リース資産(純額)	61	75
建設仮勘定	2	2
その他(純額)	9	8
有形固定資産合計	6,359	6,356
無形固定資産		
その他	50	53
無形固定資産合計	50	53
投資その他の資産		
投資有価証券	4,018	3,217
その他	619	596
貸倒引当金	433	431
投資その他の資産合計	4,204	3,382
固定資産合計	10,614	9,792
繰延資産		
社債発行費	4	2
繰延資産合計	4	2
資産合計	16,528	15,729

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	516	273
短期借入金	743	482
1年内償還予定の社債	240	240
未払法人税等	13	76
引当金	24	26
その他	336	206
流動負債合計	1,874	1,306
固定負債		
社債	240	120
長期借入金	2,000	2,000
繰延税金負債	301	261
再評価に係る繰延税金負債	288	288
退職給付に係る負債	157	147
長期預り金	76	76
資産除去債務	31	23
訴訟損失引当金	400	400
環境対策引当金	535	477
その他	65	84
固定負債合計	4,095	3,878
負債合計	5,970	5,184
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,501	2,501
資本剰余金	967	967
利益剰余金	6,917	7,064
自己株式	143	233
株主資本合計	10,242	10,300
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	567	492
土地再評価差額金	294	294
その他の包括利益累計額合計	272	197
新株予約権	42	46
純資産合計	10,558	10,544
負債純資産合計	16,528	15,729

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
売上高	9,167	5,190
売上原価	8,318	4,442
売上総利益	848	748
販売費及び一般管理費	1,742	1,711
営業利益	106	37
営業外収益		
受取利息	7	6
受取配当金	465	413
持分法による投資利益	56	-
固定資産賃貸料	30	28
その他	5	1
営業外収益合計	564	451
営業外費用		
支払利息	33	22
外国源泉税	44	39
持分法による投資損失	-	26
その他	65	48
営業外費用合計	142	137
経常利益	528	351
特別利益		
固定資産売却益	-	10
関係会社株式売却益	-	19
訴訟費用戻入額	258	-
特別利益合計	258	30
特別損失		
固定資産除売却損	5	22
投資有価証券売却損	4	-
環境対策費	-	3
訴訟関連費用	14	-
その他	0	2
特別損失合計	24	28
税金等調整前四半期純利益	762	353
法人税、住民税及び事業税	46	69
法人税等調整額	0	0
法人税等合計	46	69
四半期純利益	808	283
親会社株主に帰属する四半期純利益	808	283

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
四半期純利益	808	283
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	124	74
繰延ヘッジ損益	0	-
その他の包括利益合計	124	74
四半期包括利益	684	208
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	684	208
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	762	353
減価償却費	43	48
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	1
賞与引当金の増減額(は減少)	0	1
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	26	9
環境対策引当金の増減額(は減少)	303	58
受取利息及び受取配当金	472	420
支払利息	33	22
持分法による投資損益(は益)	56	26
固定資産除売却損益(は益)	5	11
外国源泉税	44	39
関係会社株式売却損益(は益)	-	19
訴訟関連費用	14	-
投資有価証券売却損益(は益)	4	-
売上債権の増減額(は増加)	861	713
たな卸資産の増減額(は増加)	489	904
仕入債務の増減額(は減少)	69	242
未払消費税等の増減額(は減少)	16	59
その他	541	53
小計	303	1,375
利息及び配当金の受取額	491	445
利息の支払額	24	13
訴訟関連費用の支払額	14	-
法人税等の支払額	35	46
営業活動によるキャッシュ・フロー	720	1,761
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	5	5
有形固定資産の売却による収入	-	1
無形固定資産の取得による支出	-	12
関係会社株式の売却による収入	-	654
投資有価証券の売却による収入	31	-
長期前払費用の取得による支出	8	6
その他	0	16
投資活動によるキャッシュ・フロー	15	649
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	381	260
長期借入金の返済による支出	434	-
リース債務の返済による支出	12	19
社債の償還による支出	120	120
自己株式の取得による支出	124	89
配当金の支払額	136	135
財務活動によるキャッシュ・フロー	447	625
現金及び現金同等物に係る換算差額	54	53
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	233	1,731
現金及び現金同等物の期首残高	3,030	2,184
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,3,264	1,3,915

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、「第1 企業の概況 2 事業の内容」に記載した組織再編により、ダイヤモンドリアル株式会社及び住石山陽採石株式会社の2社を設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第2四半期連結会計期間より、「第2 事業の状況 2 経営上の重要な契約等」に記載した事案により、保有株式の全てを売却したため、泉汽船株式会社を持分法適用の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金等に対し、保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
個人住宅ローン	262百万円	個人住宅ローン	245百万円

2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
受取手形裏書譲渡高	1百万円		-百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
(1) 運送費・港頭諸掛等	339百万円		290百万円
(2) 報酬・給料・賞与	201		213
(3) 退職給付費用	10		7
(4) 賃借料	33		33
(5) 光熱・水道費及び消耗品費	9		10
(6) 旅費・通信費	14		14
(7) 減価償却費	11		12

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	3,264百万円		3,915百万円
	-		-
現金及び現金同等物	3,264		3,915

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	117	2	平成27年3月31日	平成27年6月5日	利益剰余金
	第二種優先株式	21	3	平成27年3月31日	平成27年6月5日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	115	2	平成28年3月31日	平成28年6月8日	利益剰余金
	第二種優先株式	21	3	平成28年3月31日	平成28年6月8日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行いました。この取得や単元未満株式の買取りにより自己株式は、当第2四半期連結累計期間に、89百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において233百万円となりました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	
売上高				
外部顧客への売上高	8,704	164	298	9,167
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	8,704	164	298	9,167
セグメント利益	279	23	25	329

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
 主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	329
セグメント間取引消去	-
受取配当金	465
全社費用(注)	266
四半期連結損益計算書の経常利益	528

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門及び全社資産に係る費用であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

1．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	
売上高				
外部顧客への売上高	4,724	182	283	5,190
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	4,724	182	283	5,190
セグメント利益	228	44	17	291

2．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
 主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	291
セグメント間取引消去	-
受取配当金	413
全社費用（注）	353
四半期連結損益計算書の経常利益	351

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門及び全社資産に係る費用であります。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当第2四半期連結会計期間末の四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、開示の対象から除いております。

（有価証券関係）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して、重要な変動が認められないため、開示の対象から除いております。

（デリバティブ取引関係）

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約金額等は、前連結会計年度末と比較して、重要な変動が認められないため、開示の対象から除いております。

（企業結合等関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 (算定上の基礎)	13円87銭	4円96銭
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	808	283
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	808	283
普通株式の期中平均株式数(千株)	58,302	57,198
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 (算定上の基礎)	12円08銭	4円30銭
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	8,648	8,822
(うち優先株式)	(8,330)	(8,330)
(うち新株予約権)	(318)	(492)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

1. 訴訟

当社、当社子会社住石マテリアルズ株式会社(以下「住石マテリアルズ」といいます。)及び同住石貿易株式会社は、じん肺に罹患しているとする患者らから平成26年12月に損害賠償請求訴訟を提起されました。

その後、3次にわたり訴訟の提起があり、原告数113名(患者単位)、損害賠償請求総額1,651百万円となりました。

訴訟提起に至った経緯は平成23年8月、北海道地区において住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ)及びその子会社であった住友石炭赤平炭砒株式会社等が経営していた炭鉱等の元従業員等が、訴訟外でじん肺罹患による損害賠償を求めてきたのを皮切りに、その後数次にわたり請求の追加があり、元従業員等の代理人と協議を重ねてきましたが、合意成立に至らず、本件訴訟を提起されるに至ったものであります。

今後は、訴訟を通じて原告の主張を精査し、当社の主張を行っていく所存であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月7日

住石ホールディングス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	杉田 純
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山本 公太
業務執行社員	公認会計士	原田 知幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住石ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。